

一般財団法人東北電気保安協会における不適切事案について

関東東北産業保安監督部東北支部（以下「当支部」という。）は、一般財団法人東北電気保安協会（以下「同協会」という。）が自家用電気工作物の保安管理業務を受託する事業場において、低圧絶縁監視装置（以下「監視装置」という。）の運用が停止した際に、法令で定める点検頻度での点検を一部実施していなかったため、同協会に対し厳重注意を行いました。

1. 本事案の経緯

令和4年1月12日に同協会から、内部監査において、自家用電気工作物の保安管理業務を受託している一事業所において監視装置が運用を停止した際に、法令で定める頻度での点検を実施していない事案があり、調査した結果、複数の事業所において未実施を確認したとの報告を受けました。

当支部は、同協会の全ての事業所での類似事案の有無の確認、原因究明及び再発防止策等の実施を指示し、本日、同協会から結果の報告がありました。

当支部は、同協会からの報告内容を精査し、概ね妥当なものであるものと判断しましたが、監視装置の運用停止に伴う点検を適切に行わなかったことは、自家用電気工作物設置者ほか関係者の外部委託制度に対する信頼を損なうものであり、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本日、同協会に対し、再発防止策の確実な履行及びその履行状況の報告を行うよう指示すると共に、厳重注意を行いました。

2. 今後の対応

当支部として、報告を受けた再発防止対策が適切に履行されているかを確認、指導していきます。

（本件に関する問合せ先）
関東東北産業保安監督部東北支部 電力安全課
課長：渡邊 担当：菊池、志田
電話：022-221-4952（直通）

○平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロ の要件等に関する告示）

（点検頻度）

第四条 規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。

（一 ～ 六 略）

七 次のイからニまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い需要設備であって設備容量が百キロボルトアンペア以下のもの又は低圧受電の需要設備にあつては隔月一回以上

イ 柱上に設置した高圧変圧器がないもの

ロ 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの

ハ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの

ニ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの

八 前号のイからニまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い需要設備であつて、次のイ又はロに掲げるものにあつては、それぞれ次に掲げるとおりとする。

イ 低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有する需要設備又は非常用照明設備、消防設備、昇降機その他の非常時に使用する設備への電路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置してある需要設備 隔月一回以上

（ロ 略）

（九 略）

十 第六号から前号までに該当する需要設備以外の需要設備にあつては毎月一回以上

（十一 ～ 十三 略）